府　令

○内閣府令第五十号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第八条第三項及び第五十条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

内閣総理大臣　菅　**直**人

独立行政法人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

独立行政法人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令（平成十三年内閣府令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条を第十八条とし、第十四条の見出しを「（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）」に改め、同条を第十七条とする。

第十三条の見出しを「（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産の範囲）」に改め、同条を第十六条とする。

第十二条を第十五条とし、第十一条を第十四条とし、第十条を第十三条とする。

第九条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第十一条　内閣総理大臣は、国立公文書館が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

2　前項の指定を受けた譲渡取引における譲渡差額については、損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額するものとする。

3　前項において、譲渡取引により生じた収入額のうち、当該財産の帳簿価額を超える額を国庫納付等するときは、資本剰余金を直接減額するものとする。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第十二条　内閣総理大臣は、国立公文書館が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用を指定することができる。

2　前項の指定を受けた除去費用等については、資産除去の実行時において、その実際の発生額を損益計算上の費用に計上するものとする。

第八条第三項中「第十条」を「第十三条」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とし、第二条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第一条中「独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）」を「国立公文書館」に、「独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「通則法」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条　独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他内閣総理大臣が定める財産とする。

附則第二項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

附　則

この府令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

○内閣府令第五十一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行に伴い、独立行政法人国民生活センターの業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

内閣総理大臣　菅　**直**人

独立行政法人国民生活センターの業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

独立行政法人国民生活センターの業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令（平成十五年内閣府令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）」を「センター」に、「独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「通則法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条　独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他内閣総理大臣が定める財産とする。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第九条の二　内閣総理大臣は、センターが通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第九条の三　内閣総理大臣は、センターが業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

第十三条の見出しを「（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産）」に改める。

第十四条の見出しを「（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）」に改める。

附　則

この府令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

○内閣府令第五十二号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第八条第三項、第四十六条の三及び第五十条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の財務及び会計に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

内閣総理大臣　菅　**直**人

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の財務及び会計に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の財務及び会計に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十七条とし、第八条を第十六条とする。

第七条の見出しを「（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）」に改め、同条を第十五条とする。

第六条の見出しを「（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産の範囲）」に改め、同条を第十四条とする。

第五条を第八条とし、同条の次に次の五条を加える。

（不要財産に係る民間等出資の払戻しの認可の申請）

第九条　機構は、通則法第四十六条の三第一項の規定により、民間等出資に係る不要財産について、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下単に「出資者」という。）に対し当該民